

神戸市水道局のコンプライアンス推進に関する要綱

平成 24 年 4 月 1 日
水道事業管理者決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例（平成 18 年 9 月条例第 13 号。以下、「コンプライアンス条例」という。）に基づき、神戸市水道局が社会規範や倫理を遵守し、健全で公正・公平な事業活動を行うことを目的とする。

(水道局職員コンプライアンス共有理念)

第 2 条 水道局職員コンプライアンス共有理念は下記のとおりとする。

- (1) 神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例の目的である「市民の信託にこたえ、市民に信頼される市政を確立する」ため、同条例の職員等の基本姿勢（第 2 章）を遵守すること。
- (2) 法令等を遵守し、全体の奉仕者として全ての市民に対して、常に誠実で公正、公平に職務を執行すること。
- (3) 市民の信託に応えるべき市職員として、常に高い倫理意識を持ち、市民に説明できないような行為を決してしないこと。
- (4) 前例にとらわれず、市民本位の立場に立って絶えず業務改善、意識改革に取り組むこと。
- (5) 市民から託された料金の重みを深く認識し、法令に即した適正な手続に基づき経理事務を含む業務を遂行すること。
- (6) 職責に関わらず、自由闊達な議論が行える風通しのよい組織風土づくりに努めること。
- (7) 個人情報には細心の注意を払い、適正・厳正な管理を徹底するとともに、行政に関する情報は全て市民の財産であることを意識し、全ての市民に分かりやすく説明責任を果たせるように心がけること。

(推進委員会設置の目的及び組織体制)

第 3 条 コンプライアンスの推進体制を強化するため、コンプライアンス条例の運用を含め局のコンプライアンス上の課題を情報共有するとともに、コンプライアンスの取組みを推進し、その実施状況の点検、評価する体制として、「神戸市水道局コンプライアンス推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会の組織体制は、次に掲げるとおりとし、神戸市水道局要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程（平成18年12月水道管理規程第10号）第 6 条に定める者をもって充てる。

- (1) コンプライアンス統括監督者（以下、「統括監督者」という。）」
- (2) コンプライアンス総括推進責任者
- (3) コンプライアンス推進責任者
- (4) コンプライアンス推進副責任者

3 統括監督者は、推進委員会を代表し、会務を処理する。

4 統括監督者に事故あるときは、副局長がその職務を代理する。

5 推進委員会の庶務は、経営企画課（以下、「推進委員会事務局」という。）で行う。

(推進委員会の開催)

第 4 条 推進委員会は、統括監督者又はコンプライアンス総括推進責任者が必要と認めるときに、管理職会議にあわせて開催する。

2 統括監督者は、推進委員会の議長となる。

3 推進委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 統括監督者は、必要に応じ関係のある者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第5条 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者が不在（遠隔地で勤務する場合を含む。）であるときは、その職務を代理することができる。

(協議事項)

第6条 推進委員会は、下記の事項を協議する。

(1) 全市及び局のコンプライアンス方針（服務規律の徹底を含む。）や施策（経理適正化の取組等）の所属職員への周知徹底及びその確認

(2) 局におけるコンプライアンス推進の取組の策定、確認、評価及び総合調整

(3) 局における事故報告（服務、事務処理、行政対象暴力）案件に関する状況確認、情報共有、対処方針の決定

(4) 局におけるコンプライアンス条例の運用状況の確認、評価

(5) その他コンプライアンスに関すること

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、水道事業管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行し、改正後の要綱第3条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、改正後の神戸市水道局のコンプライアンス推進に関する要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行し、改正後の神戸市水道局のコンプライアンス推進に関する要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、改正後の神戸市水道局のコンプライアンス推進に関する要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月21日から施行し、改正後の神戸市水道局のコンプライアンス推進に関する要綱の規定は、令和4年1月1日から適用する。